

# アンテナショップ・チャレンジショップ募集要項

## 1 目 的

カーネーションプラザにおいて、アンテナショップを開設し、長岡市内合併地域を中心とした特産物等を販売する。また、チャレンジショップを開設し、学生や若者等に対して、商売体験を通じた、起業意識を持つきっかけ作りの場を提供する。

事業の実施により、シティホールプラザアオーレ長岡や長岡駅周辺を訪れた人をカーネーションプラザへ回遊させ、長岡の中心市街地全体のにぎわいに繋げる。

## 2 募 集 内 容

### (1) 募集対象店舗

- ① 出店場所 長岡市大手通2丁目3番地1 カーネーションプラザ  
本施設を運営する長岡市大手通商店街振興組合が指示した場所
- ② 募集店舗数 アンテナショップ及びチャレンジショップ合計2店舗
- ③ 店舗設備 電気、水道、空調機、トイレ（厨房・ガス設備なし）
- ④ 店舗備品 長机、イス、可動式ワゴン、ショーケース、冷蔵庫等  
※ 使用料は無料とする。その他、持ち込みにより使用する備品については、出店者と長岡市大手通商店街振興組合があらかじめ協議する。

- ⑤ 駐 車 場 なし

### ⑥ 入居店舗の制限

- ア 本施設内は火気厳禁とする。また、電磁調理器を使用する場合は、長岡市大手通商店街振興組合と協議の上、決定する。
- イ 風俗営業及びそれに類する営業種目や工場、ペットショップ等の店舗ならびにカーネーションプラザ及び近隣の店舗の業務を害する臭気、煙及び騒音・振動を発生する営業種目、危険物の取扱い、貯蔵処理をする営業種目
- ウ 政治的、宗教的活動に関する利用、その他長岡市大手通商店街振興組合が入居に適さないと判断した営業種目

### (2) 出店条件

- ① 出店日時 カーネーションプラザの営業日時に準じることとし、定休日の毎週水曜日及び年末年始（12/31～1/2）を除く全ての日の午前10時から午後5時30分までとする。ただし、特に必要があると認めるときは、これを変更する。
- ② 出店期間 平成27年4月1日（水）から平成28年3月31日（木）の間で1週間以内とする。なお、出店期間の延長については、1回に限り認めるが、長岡市大手通商店街振興組合がその可否を決定する。また、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。
- ③ 出店料 原則として無料とする。ただし、著しい光熱水費等の使用が見込まれる場合は、長岡市大手通商店街振興組合と協議するものとする。また、内装及び什器備品の設置等に伴う費用、退去に伴う内装の修復及び什器備品の撤去、原状回復に伴う費用は、出店者の負担とする。

### 3 申込方法等

#### (1) 申込要件

原則として、長岡市内の団体、業者、個人等とする。ただし、長岡市外の団体、業者、個人等が出店を希望する場合は、事前に長岡市大手通商店街振興組合と協議するものとする。

#### (2) 申込方法

別紙 アンテナショップ・チャレンジショップ出店申込書（様式1）に必要事項を記入の上、カーネーションプラザへ、郵送、ファクス又は持参する。

#### (3) 申込先・問い合わせ先

カーネーションプラザ

〒940-0062 新潟県長岡市大手通2-3-1

TEL・FAX 0258-39-2112 E-mail otedori@nct9.ne.jp

#### (4) 出店の可否

長岡市大手通商店街振興組合が出店希望者の申込内容を考慮の上、決定する。  
また、出店の可否については、申込者へ直接通知する。

### 4 注意事項

(1) 本店舗の利用にあたっては、「アンテナショップ・チャレンジショップ募集要項」及び長岡市大手通商店街振興組合の指示を順守するものとする。

(2) 申込書記載内容に相違がある場合、申込内容又はその性質が長岡市大手通商店街振興組合において不適と認めた場合、暴力団又は暴力団員の関与、その他公序良俗に反する行為等が生じたときは、期間満了前に出店を取り消す。

(3) 出店者は、その地位を譲渡し、又は転貸することができない。

(4) ゴミ等の廃棄物については、出店者が責任を持って片付け、持ち帰るものとする。

(5) 出店に際し、許可や認可が必要な場合は、原則として各自で関係機関への届出を行うものとする。

(6) 出店者は、特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ長岡市大手通商店街振興組合の承認を受けなければならない。

(7) 施設又は附属設備等を損傷し、又は滅失した者は、直ちにその旨を長岡市大手通商店街振興組合に届け出て、その指示に従わなければならない。

(8) 出店中に第三者に損害等を与えた場合、出店者において一切の責任を持って対応する。

(9) 天災、火災、暴動、盗難、破損等の事故があった場合、事故原因の有無に関わらず、出店者において一切の責任を持って対応する。

(10) 火器、凶器、引火物、危険物等の持ち込みは、原則として禁止する。

(11) 出店時及び出店後において知り得た情報について、長岡市大手通商店街振興組合がその活用方法等について承諾したもの以外を他に漏らしてはならない。

### 5 その他

本要項について疑義を生じたとき、又は本要項に定めのない事項は、出店者と長岡市大手通商店街振興組合が協議の上、決定するものとする。